

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

【日時】 平成 26 年 4 月 25 日（金）18 時 30 分～20 時 15 分

【場所】 北広島市役所本庁舎 2 階会議室

【出席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

渡辺会長、福与副会長、只石委員、堀委員、斉藤委員、吉川委員、中川委員、新見委員、杉村委員

◇事務局

福島児童家庭課長、富田児童家庭課主査、加藤児童家庭課主任

【欠席者】

◇子どもの権利推進委員会委員

矢崎委員

【傍聴者】 2 名

○会 長                    それでは時間になりましたので、平成 26 年度第 1 回北広島市子どもの権利推進委員会を開催いたします。

                              では「3 権利体系ごとの施策」の方向性についてということで、事務局の方からお願いいたします。

○事務局                    それでは私のほうから説明いたします。

                              まず前回の委員会で委員の方から意見等いただきましたことに関するご報告からさせていただきます。

                              資料の「2 守り守られる施策の推進」のところの（2）危険から身が守られることに対しご意見いただきました不審者対策の部分ですけれども、青少年安全対策事業で今警察や学校からの不審者情報につきまして携帯電話やパソコンにメール配信をしており、そちらの事業を載せさせていただいております。

                              それから子供に対する防災ということで、災害対策の部分につきまして前回ご意見いただきましたので、防災資機材の整備事業と防災訓練事業ということで掲載させていただいております。こちら具体的に今何をやっているかといいますと、乳児用の紙おむつや哺乳瓶の備蓄、防災防

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

犯フェスタの開催、小学生を対象とした避難訓練等の実施をしております。あるいは防災ポスター展や防災センターの見学、また小学生を対象とした防災教室の支援等を行っているところです。それから小中学校の校長を対象として防災講座や意見交換等をしているというところであり  
ます。

それからもう 1 つ前回ご意見いただきましたCAPプログラムの件についてであります。教育委員会に中身を確認しまして、現在各学校の判断で保護者の方とお子さんの教育という部分もございますので、PTAが主体的になって活動していただいているということをお伺いしております。今後につきましては教育委員会でも色々考えているところがあるということをお話しておりましたけれども、現状としてはそういう状況で、各学校がPTA活動の一環とし取り組んでいるところがあるというところがございます。

それから、年度が変わりましたので、各課に対し今年度拡大したり、事業の中身が変わったり、事業名が変わったりした部分をそれぞれ資料の方に反映させていただいております。

まず「1 安心して生きる施策の推進」のところの(5)デートDV防止の啓発というところの出前講座を追加しております。

後は、「2 守り、守られる施策の推進」の(9)障がいの部分でございますが、事業名が変わりましたので、こども発達支援事業ということで反映させていただいております。

残りにつきましては今回ご審議いただく3の施策と4の施策になりますので、その部分の説明の中で説明させていただきます。以上前回のご意見等によります修正についてご説明いたしました。

○会 長                    ありがとうございます。前回の1、2の部分に付け足していただきました。

私は前回出られなかったのですが、青少年課の網掛けの部分で、不審者情報を携帯電話やパソコンメールに配信するとありましたけれども、この部分については全員に送ることになっているのですか。希望者ですか。

○事務局                    事前にメールの登録の申し込みをいただきまして、その方にお送りするという形になっております。

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

- 会 長           ありがとうございます。他にないですか。
- A 委員           先ほどCAPについての現況を教えていただいたのですが、今後については教育委員会の方でどういうふうにお考えだということなのでしょうか。もう一度お聞きしたいのですが。
- 事務局           議会での答弁でも申し上げているところでございますけれども、現在教育委員会の方では中身についての研究を行っているという段階でございますので、今後の展開につきましてはその後ということになりますので、ご理解いただきたいと思えます。
- 会 長           ありがとうございます。1、2 番目のところにつきましてはよろしいですか。それでは今日は権利の 3 と 4 の部分になりますので、まず事務局の方から報告お願いいたします。
- （資料に沿って説明）
- 会 長           「3 健やかに育つ施策の推進」について、ご質問ありましたらお願いいたします。
- B 委員           2 点あります。1 点が中央公民館のところで、今年は使えないということはどうなるともご存じだと思うのですが、使えなくてもこういうふうに書かれているのであれば、今年は使用できなくても、こういうことをしたいと思っているということが一文入っていた方がいいのではないかなというのが 1 点です。
- もう 1 点が、大曲の方だったと思うのですが、学校が終わった後に退職された校長先生方でしたか、複数の方が定期的に勉強を見てあげるような何かがあったと思うのですが、この「3 健やかに育つ施策」のどこかに入ってくると思ったのですがどこにも見当たらなかったの、ここと違うものなのであればその説明をいただきたいというところです。以上です。
- 会 長           事務局お願いいたします。
- 事務局           まず中央公民館につきましては、この計画は 27 年度からスタートの計

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

画となっております。今年度 26 年度につきましては、改修工事中で使用できない状況にありますが、27 年度から引き続き今までどおり使用できることとなりますので、こちらの計画に掲載させていただいているというところであります。

次、大曲で行っている事業ですが、放課後子ども教室という事業になります。こちらは今モデル事業として、大曲で 1 校やっております、国語算数等の学習支援を行っているところでありますけれども、今年度やっていく中で事業の検証を行って、今後どうするかという方向性をこれから決めていくということで担当課の方から話をお伺いしておりますので、まだ 27 年度以降どうなるかということについて定まっていないというのが現状でありますので、今のところこちらの方には載せていないという状況です。今後方向が定まりましたら、この計画にも随時反映させていただけたらというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○会 長                   他にございませんか。

○C 委員                   同じく (3) の文化・芸術・自然に親しむ事業の展開、もしくは外国の文化などに親しむ事業の展開の中に入ると思うのですが、外国の文化などに親しむ以前に、日本の文化にも親しめたらというふうに思います。例えば茶道、華道、武道など、このようなものをまず知ることによって外国のものを知ることが大切だと思います。以上です。

○事務局                   武道につきましては必修化になりましたこともありまして、数年前に北広島の場合は空手ですけれども、用具等を整備いたしまして現在学校で授業として行っているところです。それから学校に地域のボランティアが入りまして、いろいろな授業の支援等を行っていただいておりますので、その中でいろいろな活動について各学校の特色を持った形で行っているというのが現状だと認識しております。茶道華道につきましては、私共の手持ちの資料にはございませんので申し訳ありません。

○会 長                   他に何かございますか。

○D 委員                   今のご指摘で、国際交流事業と関連づけられたことは大事な部分だなと思います。サスカツーンの高校生との交流事業では、本当は 2 学期に

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

行っている空手の授業と琴の授業を、用具等を貸し出していただいているのですが、カナダから来た方にも実際に空手着を着てもらっています。生徒にとっても日本の文化を海外の方に伝えるという貴重な経験になっていると思います。またそれ以外の部分でも、昨年からは着物の事業ということで、札幌の着物学院の先生をお招きしてゆかたの着付けを行い、学校の教育活動に取り入れておりますので、そういった部分では、子どもたちがきちんと自国の文化について学習するというのは、ご指摘のとおり本当に大事なことだと思っています。

○E委員 (5)の自分の幸せな未来の実現に向けて必要な情報を得ることの下の段、子どもの権利に関する広報啓発活動の推進ですが、この子どもの権利条例ができたことによって、児童家庭課と人権擁護委員が連携をとって啓発活動を行うなど、より啓発が実効性のあるものになるような具体的な考えがありましたら教えていただきたいと思っています。

○会 長 はい、お願いいたします。

○事務局 ご指摘ありがとうございます。この前ちょうど、北広島西高校で人権擁護委員の方と合同で、学校の先生に講習会を開催させていただきました。人権擁護委員の方からはデートDVに関することがメインで、私共の方からは児童虐待に関連して、高校生のお子さんですと、なかなか見ただ目で児童虐待を受けているということがわかりにくいのですけれども、例えば弟や妹などにそういう兆候があったら連絡をもらうような話もさせていただきましたので、今後ともそういう形で、お互いに手を携えながら、いろいろな形で啓発活動を進めていく機会が多くなるのかなというふうに捉えております。

○E委員 今後もやはり高校生対象などで、市の各担当課と連携しながら、効果的な啓発ができたと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○会 長 はい。他ございませんか。

○A委員 今のDVについての啓発事業についてもそうですけれども、人権擁護委員の方の出前講座もとても大切だと思います。あわせてぜひ、CAPでも高校生向けのワークショップでは、デートDVも入っていますし、

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

自分を守るという自衛策を教える前に、まず自分たちは安心して自由に生きる権利があるということをとてわかりやすく子どもたちに説明し、その上から自衛策を教えるというワークショップになっていますので、ぜひそちらの方もお願いしたいと思います。

この間 3 月 10 日の道新に、不審者から子どもを守るにはという記事で、北海道 C A P を進める会の代表の方の記事が載ってまして、ご覧になった方も多いかと思いますが、今日コピーを持ってきておりますので、よろしかったら後で目を通していただければと思います。

○事務局                    高校につきましては、メインは道立高校ということになりますので、そちらのカリキュラムの中で私共が呼ばれば当然行くという形になりますが、なかなかこちらとしてどうして下さい、というのは言いにくい部分ではあるのですけれども、その中で道立高校としてどういうふうに考えるかという部分につきましては、お伺いする機会もあるのかなというふうに考えております。

○会 長                    ありがとうございます。他ございますか。

○F 委員                    デート D V のことに関して、性教育に関してはちょっと難しく、賛否両論もあると思うのですが、デート D V に関しては高校生対象、大きい子どもたち対象に行っているのですが、その前段階のところ、小学生、もっと小さいうちから、性教育に関してのことを始めるということが効果的であると思います。そして性教育ということは、やはり自分の命を大事にすること、結局、子ども権利ということにつながるのではないかなと思うので、その辺はどうお考えになるかご意見をお聞かせ願いたいと思います。

○事務局                    実際今、学校のカリキュラムの中で、性教育は行われているというふうに捉えております。授業でやっているという話は聞いておりますので、その辺りでどのような活動をしているのかという部分もあるのでしょうかけれども、やっているところと捉えているところでございます。

○会 長                    G 委員、いかがですか。

○G 委員                    低学年のうちは男女差というよりも、むしろお互いを大事にしていく

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

という部分で性教育を行い、だんだんと思春期に近づくにつれて、男女差みたいな部分が出てくるのですけれども、低学年のうちは、お互いを大事にしていくというような人権の部分が大切だと思います。

○会 長                   ありがとうございます。他ございますか。

○E委員                   CAPの件なのですが、いじめなどに対する未然防止、それから自分を守るということでいろいろ話し合いをしております、そのCAPの講師になられる方というのは、研修が必要ということですよ。

○A委員                   はい、CAPのファシリテーターという、その資格をとるために、3日間泊まり込みでびっしり研修を受講します。なおかつ、ちゃんと研さんを積んで、講習時間が1時間だったら1時間の中で、きっちりポイントを押さえたワークショップをしなければならないものですから、それをもちろんできる方がやっています。

○E委員                   PTAですとなると、やはりそういう気の長い研修が必要だなと感じて、そこまでできないという結論になりました。ありがとうございます。

○A委員                   先ほど、低学年の子どもたちや幼稚園に行っている子どもたちの性教育のことをF委員がおっしゃっていましたが、CAPの中には、幼児または小学校の低学年とか、年齢に合わせたワークショップを用意しております、その中ではっきりこう性教育という形ではないのですが、嫌な触られ方とか、知っているお兄さんにキスされたりした時の身の守り方とか、そういう時にどうしたらいいかということも含めて、例えば小さいお子さんだったら、あまりショックが大きくないように、大きめのお人形を使ってのワークショップで、絶対に恐怖心をあおったりしないようなしくみになっていますので、そういった点でも、とても有効だと思います。

○会 長                   ありがとうございます。他ないですか。

○D委員                   3の(2)遊ぶことを通して良好な人間関係を築くこと、遊び場の提供そして(6)安心できる居場所が確保されること、子どもの居場所の提供

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

ということでお示しになっているのですが、厚別の方で小学生の誘拐事件ですとか、新聞等でも札幌で小学校児童へのわいせつ事件等が載ってございます。子どもが安心できる居場所を確保していくというのは私共大人の責務だろうと思っています。西の里地区では今年 2 か所目の学童クラブがスタートしたと聞いています。児童センターの方も、先ほどたしか市内 2 か所、今年 1 か所というようなお話だったかと思うのですが、このあたりの見通しも含めて、もう少し具体的に教えていただければと思います。

○会 長                    お願いいたします。

○事務局                    今年の 7 月下旬頃、北広島団地の元広葉小学校の跡地に、北広島団地の児童センターがオープンする予定となっております。児童センターは、最初に輪厚地区にできまして、その後大曲の夢プラザに大曲児童センターができて、今 3 か所目の北広島団地児童センターができたということです。今後の予定ですけれども、地域的に東部地区と西の里地区についてはまだ児童センターがないということで、今年度、今後の児童センターの基本的な方針を決める予定をしております。

○会 長                    ありがとうございます。今、私は北ひろしま福祉会の理事をしていますが、北広島の本部のところに「ほっと」という子どもも集まってくる寺子屋がありまして、退職した学校の先生方によって学習などを行っています。民間なので知られていないのかもしれませんが、そういうところもありますので、探せばまだまだあるのではないかという気がします。

○事務局                    今のお話の補足をさせていただきますが、北広島団地の元北ガスの事務所の側に、「ふれて」というところがあり、そちらでも高齢の方とお子さんが触れ合うような形で、お子さんが自由に来ることができるような場も設けております。

○会 長                    ありがとうございます。他よろしいですか。

○A 委員                    児童センターが利用できるのは小学校までのお子さんですか、それ以上の中学生とか高校生も利用できるのですか。中学生とか高校生が立ち寄るようなスペースというか、居場所がないような気がしているので、



平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

その辺についてはどうでしょうか。

○会 長            お願いいたします。

○事務局            児童センターは、18 歳未満のお子さんが自由に使える自由来館施設になります。輪厚児童センターにつきましては、わりと学年の高いお子さんが来ることが多いです。西部小学校のお子さんでも当然いらっしゃるけれども、中学校のお子さんですとか、高校に入られても来られるお子さん、卒業してもお子さんの遊びの支援でボランティアとして来られる方も結構いらっしゃる現状を聞いております。大曲につきましては、わりと年齢層が低いお子さんがいらっしゃることも多いです。学齢前のお子さんがメインで来られていまして、大曲東小学校のお子さんでも来られています。大曲は域外の方も多くて、清田方面、真栄や里塚ですとか、あちらの方に大きな児童館がありませんので、こちらまでわざわざ来られて遊ばれているというお子さんが多いと聞いております。以上です。

○会 長            ありがとうございます。「3 健やかに育つ施策の推進」につきまして、他ございませんか。

○G委員            (1) の最後の、学習の経済的支援の部分で、生活保護や準要保護を受けている親ですけれども、その支給の仕方によっては、結局子どもに返らない、支給されているけれども学校への教材費等が滞っているとか、あるいは子どもの学習用具を買うために支給されているのに、結局子どものところまで下りていかない、そういうような現状もあるので、市の方で子どもが学ぶ権利を保障してあげるのであれば、支給の仕方等も考えていただきたいなというふうに思っています。

○事務局            現状、例えば給食費等は委任払いもやっていると伺っております。現物給付については、担当課に伝えさせていただきます。

○A委員            不登校児童生徒への適応指導や保護者へ支援のところなのですがけれども、今の市の不登校児童生徒の適応指導というのは、みらい塾のことを指しているのではないかと思うのですが、15 歳になったらみらい塾を卒業という形になるのでしょうか。そのあとに 18 歳までの間の子どもたちの引きこもりとか、あるいはニートとか、その子どもたちについての支

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

援、相談機関はどういうふうになっているのか。子どもの権利条例は高校生でしたら 18 歳を超えていても範囲に入っていますので、ぜひお願いいたします。

○会 長            お願いいたします。

○事務局            スクールソーシャルワーカーは教育相談員と兼務しておりますけれども、相談件数としては年間 100 件超というような相談を受けて、その中で幅広い年齢の方について対応しております。それから臨床心理士もおりますので親御さんの相談も 400 件程度になりますけれども受けているというような状況になっております。それから適応指導教室に来られる方は、まだそういう形である程度表に出られる方ですけども、そこに至る前の段階の方、そこに至れないお子さんも結構いらっしゃるものですから、そういう意味では訪問相談員ですね、若い方を家庭に派遣しまして、遊び相手、話し相手になるような活動も行っているところであります。

○会 長            他よろしいですか。

○A 委員            2 月にあった前回の委員会の議事録などの情報を受け取っていないので、確認させていただきたいのですが、11 月の第 3 回委員会で提案した「2 守り、守られる施策の推進」(2) の危険から身を守られることについて、不審者情報など、情報提供で逆に不安になり、何をしたらよいのか、手段を持たないままに子どもたちをするのではなく、子ども自身で自己防衛できるための手段を施策に取り入れてほしいと要望し、市議会でも提案があった内容と返答をされていましたが、どうなったのでしょうかというのがまず第 1 点です。

それから、推進計画のこの構成を権利体系ごとの 4 つに今回分けて、今審議していますけれども、この計画の基本理念が見えてこない、示されていない、前期 4 年間の取り組みの焦点は何に合わせているのでしょうか。他の自治体の推進計画には、例えば多治見市のものですと、この推進計画の目標というのがちゃんと明示されていまして、例えば自己肯定感の向上というのが掲げられています。で、札幌市では子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で自立性と社会性を育むまちの実現というのが、きちっと掲げられて、それにのっとった推進計画ということで

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

進められているのですが、北広島の場合はどうなっているのかという、まずこの 2 点をお聞きします。

○事務局

前回の質問の不審者情報の配信ということで、その部分の情報を渡すのはいいのですけれども、その後はどうなるのかということですが、たまたま、去年の秋に輪厚で熊が出まして、情報が来たのはいいがその後をどうするかということでかなり協議した経緯もございます。当然、情報だけ渡してそのあとどうしたらいいかという部分を渡さないと子ども達が不安がるという部分もございますので、例えば保護者に迎えに来てもらって帰ってくださいとか、集団下校ではないですが、一斉に下校してある程度固まって帰ってくださいとか、あるいは児童センターに来ているお子さんにつきましては、保護者に連絡をとって迎えに来るまでそのまま中で待機させてくださいですか、そういう対応は当然必要となってくると思います。その状況といいますか、切迫度や内容に応じて変わってくるのかなという認識をしているところであります。

それから、計画の焦点ということでございますけれども、子どもの権利条例前文のところには理念が謳われております。そちらのところから最終的には出てくるのかなと考えておりますが、この前文のところでの一番の骨子というのが、子どもが夢と希望を持ち幸せに暮らせるまちを目指すということになると思いますので、そちらが最終的な目的という形で、そこに向かって各施策を方向付けていくという形になるかと考えてございます。以上です。

○A 委員

条例制定の過程で子どもの権利推進委員という名称にはなりましたが、推進委員の活動は、条例の推進ばかりではなく、条例施行後にどう機能していくのか評価していく立場にあるのではないのでしょうか。効果的な施策を推進するためにその実施に関することについて調査審議し、権利条例がどう機能しているのか検証しなければなりません。現状に合った評価がなければ意味のない計画になってしまうので、条例制定前の各事業の状況資料はいただきましたが、条例が施行されて 1 年経過したので、1 年間の評価が必要と考えます。どのような活動をして、どの程度の認知度なのかなども知りたいです。また、平成 27 年度の計画に繋げるためには、今年度の動向についての説明も必要ではないでしょうか。

○事務局

まず今年度の動きですけれども、現在権利カードに暫定的なキャラク

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

ターを入れておりますが、そのキャラクターを子どもたちの手によるキャラクターに変えていきたいと考えておりますので、公募して子どもたちに直接書いていただこうと考えております。そのような形で条例に触れていただくことによりまして、権利というものが身近に感じられるようになり、より親しみやすいものになるのかなと考えております。

それから、今後の施策についてですが、27年から3年間という形での施策になるというふうになってはいますが、例えば他の保健福祉関係の計画でもそうですが、スタートして進行管理というのが当然出てきます。その中で、今どういう状況で今後どういうふうになっていくかという目標もございまして、それにつきましては、各年度の委員会を開いていただく中で検証していただいたうえで、次の計画のローリングに繋いでいただくという、いわゆるPDCAのようなサイクルの中で次の計画を更新していくという流れになると考えております。以上です。

○A委員 「3 健やかに育つ施策の推進」の安心できる居場所が確保されることについて、学童クラブの運営など、小学生の居場所は提示されていますが、現実問題として、中・高校生の居場所がありません。居場所の提供、居場所づくりの推進・広報など、北広島での対策が必要だと思います。また、親だけではなく、子どもに関わる施設の職員も全て含む大人に、子どもたちの安心できる居場所が果たす意義の理解を促す研修や学習機会、情報の提供も必要ではないでしょうか。

○事務局 児童センターにつきましては児童厚生施設でございますので、18歳未満の方どなたでも利用できる施設になります。適宜広報等でも周知をしておりますけれども、なかなか高校生ですとかは市の広報を読む機会は少ないのかなということも考えておりますので、今後ともそういう形で広報に努めていきたいというふうに考えております。

それから大人に対するというところでございますが、去年ですと保育士に対する研修の中で、子どもの権利につきまして私どもでお話しさせていただきました。また、校長会にも私が出向きまして子どもの権利に関して講師を務めさせていただいたところであります。今後については、今年度スタートで出前講座に1項目子どもの権利に関して設けたところであります。そういうところで啓発活動に努めていきたいと考えております。以上です。

○A委員 不登校児童生徒への適応指導や保護者への支援の項目はありますが、み

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

らい塾に来ている生徒以外で、引きこもりやニート、みらい塾をやめた子への継続的な関わりや仕組み、対策が必要と考えます。条例ではすべての子どもがかけがえのない存在として守られるべきと書かれています。

○事務局            相談体制等整えているところと、市には家庭児童相談員というものがおりまして、そこで子どもの発達、発育あるいは養育の部分の支援を各小中学校さんに出向いてお子さんの様子をお伺いしたりですとか、各家庭に入っていて様子をお伺いしたりということを行っております。それから高校生になっても引き続き支援が必要なお子さんはいらっしゃいますので、主に養育という部分に関して、家庭児童相談員が入りまして各家庭の支援をしているというのが現状でございます。以上です。

○会 長            「3 健やかに育つ施策の推進」について、よろしいですか。それでは、「4 参加する施策の推進」の説明をお願いいたします。

（資料に沿って説明）

○会 長            ありがとうございます。「4 参加する施策の推進」につきまして、ご意見がありましたらお願いいたします。

○I 委員            この中で「2 守り守られる施策の推進」というところでは、障がいを持つ子どもに対するさまざまなサービスや施策ということが項目として設けられていますが、障がいを持つ子ども達にとって、守り守られるだけではなく、参加する機会というのはとても大事になってくると思っておりますので、参加するためには障がい者の差別解消法というのがこの度できたと思えますが、その項目の中に平等な社会参加ということで障がいの状態とか年齢とか性別に考慮した合理的配慮という言葉がありますが、そういう合理的配慮を基本とするというような一文をこの「4 参加する施策」の中に取り入れていただけたらなと思っております。特に子どもの頃は、分けて守ってもらうとか支えてもらうとかいう機会よりも、とにかく近所のお子さんと同じように参加する機会というのはとても大事なことだと思うので、ぜひこの施策の一文の中に障がい特性に合わせた合理的な配慮という言葉を盛り込んでいただけたらと思っております。

○事務局            次回までにどういう形で取り上げるかということについて、関係課と協

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

議させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○A委員            子どもたちが自分たちの意見を発信していけるような子ども会議という場を設けるということも権利条例の中に書いていたと思いますが、市の方で子ども会議について計画されているようなことはあるのでしょうか。

○事務局            私共の子どもの権利条例の中で、子ども会議に限定した規定にはなっておりません。子ども市議会ですとか、入れているところもございますけれども、セレモニ的なものにならないような形で行わなければならないと考えておりますので、その実効についてはこちらで検証していかなければならないと考えております。以上です。

○B委員            今の子ども会議のようなものは、PTAの事業で研究大会があります。市内の中学生たちがそれぞれの学校でテーマを持った会議の機会を持って行う活動を年に 1 回行っていますので、ここと直接関係を持つ事業なのかどうかはわかりませんが、子どもたちが自分たちのことを話しあえる場というのは設けられていると思います。以上です。

○事務局            補足いたします。第 16 条の参加促進のところ、例示として子ども会議の開催等を設けるよう努めると掲載してございます。先ほど申し上げましたように、よくあるパターンとしましては、子ども議会の開催という形でやっているところは多いというふうにとらえておりますけれども、より子どもたちが自主的に自分達の意見を申し述べられるところを設けるという事になりますと、そういう形にとられることもないのかなというふうに考えておりますので、充分検証していきたいと考えております。

○A委員            推進計画を大人だけで作成してはいますが、子どもの声も必要と感じています。子どもの権利条例策定時にも子ども会議を開催して、大人の意味が入らない場所で子どもの本音を聴く場面を作りました。そこで出された意見や思いは大人を納得させる内容でした。こんなまちになってほしい、してほしい、こんなところなら利用したいと、子ども達の声から子ども達が求めているものを知る意見交換会やアンケートなどもあったら良いと思います。

○事務局            昨年度の話ですが、今年新しい児童センターをオープンするにあたりま

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

して、子どもだけにアンケートをとりました。どんな遊具があったらいいかなどについて意見を頂いて、子どもの意見を反映させた形で児童センターの設備、遊具等については配置したところでございます。

それからアンケートにつきまして、前回 F 委員からお話がありましたけれども、子どもに関する意識の部分の調査をする方向で作業を進めております。札幌等でも行われているという話をお伺いしておりますけれども、ある程度年齢層を分けた中で、それぞれの形に応じたアンケート調査を検討しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

○A 委員           この推進計画を大人だけで作成しているけれども、子どもの声が必要ではないかということについて、他の委員の方もどんなふうに思っているかお聞きしたいのですけれど、よろしいでしょうか。

○B 委員           いろいろな年代の子がいると思いますが、すごく小さい子と、それから大きい子が、一緒のところで話し合う必要ももちろんあると思いますけれども、ある程度の年代に絞って、それぞれ開催することも必要だと思いますし、いずれにしても子ども達が自分達でこう思っている、こう感じているということを、大人からのこうすべきであるとかいうこと考え方が入らないところで、自由に意見を述べさせる場所というのは、私は必要じゃないかなと思っています。

○G 委員           政治等に関して僕らが何を言ってもどうしようもないという思いが若者たちにはあるようではございますけれども、せつかくこういうものを制定するのであれば、小さいうちから自分達の意見が届くということを経験させる必要があるのではないかと考えます。そのために、アンケートや年代に応じた問いかけ等を工夫しながら、子どもたちの意見を大人の私達が汲み上げてあげるというのはとても大事なことでないかというふうに考えます。

○D 委員           推進委員として参加するにあたりまして、改めて権利条例を読ませていただいたのですが、子どもは大人とともに北広島をつくっていくパートナーですという部分、まさにそのとおりだなと思っております。地域の力という部分で昔から地域が子どもたちを支えて来ています。そういう中で、私が良いなと思ったのは、どこの地域でもやっていると思いますが、中学校の子ども達が町内清掃に、部活単位等で 7 割から 8 割は参加するのです。そういう中で、先ほど事務局の方でセレモニー的にならないようにという

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

お話があって、子ども会議について、B委員がおっしゃったように、ああいう会議の場というのは非常に大事だし、ああいう会議と一緒に日常的な地域の大人とのディスカッションの場というか、町内会活動をしながら地域にはこういう中心になってくれている大人の方がいると知ってもらう。自分もそういうふうに地域の役に立てるようになりたいと考える場ですとか、あるいはこの間も交通安全の街頭啓発で、小学生も入って交通安全の旗を地域の方と一緒に持ったりする活動を通じて、この地域をどう作っていくかということを考えている。そういう場も必要だなと思います。両方バランス良くあることで子ども達が社会参加ということも考えていくのかなと思いながら今お話を聞いておりました。

○E委員           私も子どもの参加はとても必要だと思います。私も前から考えていましたが、D委員と同じように地域での子どもの意見が反映されれば、またこの市の子どもの権利条例の方にもそういう子どもが意見を述べて自分たちの意見が活かされるっていうことはとても喜ばしいことだと思うので、ぜひ子どもの意見を取り上げたらいいなと思います。

○C委員           大変良い意見だと感じました。もちろん子どもの会議は賛成ですが、発言の苦手な子どももいるはずで、その中にも意見を持っている子どももいるので、アンケートが良い方法ではないかと考えます。

○F委員           私たちも、子ども会という子ども主体の組織を作って、職員に意見を言うという場を設けております。長年、どうせ言っても変わらないと言っていた子ども達に対して、大人もちょっと意識を変えまして、まず発言をさせて、実感を持たせました。そして、自分たちの言ったことで変わった、聞き入れてくれたというところから、子ども達にも変化が出てきたように実感しておりますので、やはり自分達の意見を聞き入れてくれるということが子ども達に実感として解る、主体性を持って生きるということを感じさせてあげることがとても重要ではないかと思っています。

○I委員           障がいの施策の場合も、当事者のことは当事者が決める、自分達のこと自分達が考えるという方向があります。少し勝手が違うかもしれませんが、子どものことに関することについては、やはり子どもの意見も取り入れて検討していくべきだと思いますし、先ほどD委員がおっしゃったこともごもつともなご意見だなと思って聞いておりました。



平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

- 事務局            いただいたご意見大変ありがとうございます。
- 私の住んでいる地区では、お子さんがお祭りに自主的に参加しておりまして、例えば中学生が太鼓を叩きに来たり、踊りに自主的に参加したりも結構あります。実際に町内会活動している中で、どうやったらお子さんに参加していただけるかわからないという部分もあるのかなと考えておりまして、今回ご提案いただきました色々な形での参加を促すような方法に付きまして、お示しできたらと考えております。
- 地域だけではなく、市の各種事業におきましても、どうやったら子ども達に参加してもらえるか、自由に入ってもらえるだろうかという部分をある程度提案させていただけたらと考えております。
- 会 長            話してよかったとか、聞いてくれたとか、そういう意識というのは子ども達にとってすごく大切なことだと思います。この子どもの権利条例は、まずは子どもの意見というのが先に立っていますので、私たちがある程度環境を作ってあげなければいけないとは思いますが、先ほどC委員がおっしゃっていたとおり、いきなり子ども達だけでいいのか、アンケートをとるなりして、段階的に子どもの話し合いをするような場所を作ったらいいか、段階があるのではないかという気はしています。
- A委員            4月23日付で道新に掲載されていた全国学力テストの件について、市町村で学校別成績を公表することが可能とはなったが、北広島の動きはどうか。子どもの学びの支援の項目の3(1)の学力向上推進事業にも関わることであるので、平成24年度の状況では結果を分析検証し指導方法等の改善を図ったとありますが、条例の推進委員としては、発表することによって子どもを競い合わせ、優劣をつけることに繋がるのではないかと危惧します。子どもの最善の利益に繋がり、大人の利益にならないよう考慮し、各学校の指導にお任せしても良いのではないかと考えます。
- 会 長            北広島市の動きとして、どうなっているか教えていただけますか。
- 事務局            事務局としては、今は情報を持ち合わせておりませんので、確認をした上で次回報告させていただきたいと思います。
- 会 長            「4 参加する施策の推進」につきまして、ほか何か意見がありましたらお

平成 26 年度  
第 1 回 北広島市子どもの権利推進委員会議事録

---

願います。

○D委員           参加する施策の推進と重ね合わせて町内会の部分で考えたのですが、自分で意見を表明し、仲間と集うことの前提として、社会に参加するという部分を私たちは本当に重視していく必要があると思います。やはり今回北広島市の教育施策の中でも、未来の社会人というキーワードがありますけれども、私たちの教育というのは良き社会人を育てるということだろうと思っています。そのために町内会というのは子ども達が社会参加を学ぶための本当に良い学校だと思っています。しかしながら、ご承知のように町内会の活動というのは、一部の方が苦勞しているというところもあります。ですから、そういう町内会の行事、2月であれば節分の豆まきを健連協主催でやりますけれども、中学生は鬼役あるいはゲームの企画役ということで小学生をもてなして、高校生は豚汁を作るといった活動をしているのですが、そういった活動を町内会ですとか地域の組織と連携しながら、子どもたちに色々な部分で仲間と関わり、自分の意見を表明していく機会を作っていくことで、先ほどC委員がおっしゃっていた、なかなか意見を言うのが苦手な子についてもトレーニングになる部分もありますから、そういう機会を意識的に色々な場で作っていくというのはとても大切なことだと改めて施策の推進を読みながら考えました。

○会 長           ありがとうございます。他ございませんか。  
それでは事務局から何かございますか。

○事務局           次回ですが、今回いただいたご意見等につきましてフィードバックさせていただきたいと考えております。次回は全体を通しましての話をさせていただくということでよろしく願います。日程につきましてはなるべく早目にこちらからお示しさせていただけたらと考えております。

今回につきましては、年度末年度初めということもありまして、日程が差し迫っていた部分もあったものですから、すぐという形にならなくて申し訳なかったですけれども、次回についてはなるべく早めにお示しできればと考えております。

○会 長           それでは、平成 26 年第 1 回目の子どもの権利推進委員会を終わらせていただきます。ありがとうございました。